

防災マップボードサービス利用規約

令和7年10月1日

KDDI株式会社

目次

- 第1条 本規約の適用
- 第2条 本規約の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 本契約の単位
- 第5条 本申込み
- 第6条 本契約の申込の承諾
- 第7条 本契約の契約期間
- 第8条 本契約の契約期間の更新
- 第9条 本契約者の届出内容の変更
- 第10条 ライセンスの数の追加
- 第11条 ライセンスの数の削減
- 第12条 本契約の契約内容の変更
- 第13条 本契約の承継
- 第14条 本契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第15条 本契約者が行う本契約の解除
- 第16条 破産等による本契約の解除
- 第17条 当社が行う本契約の解除
- 第18条 その他の提供条件
- 第19条 付加機能の提供
- 第19条の2 付加機能の提供期間
- 第19条の3 付加機能の提供期間の更新
- 第19条の4 付加機能の廃止
- 第20条 本サービス又は付加機能の遅延、利用中止及び利用制限
- 第21条 本サービス又は付加機能の利用停止
- 第22条 料金等
- 第23条 料金等の支払義務
- 第23条の2 本契約者に係る解除料の支払義務
- 第24条 料金等の計算方法等
- 第25条 割増金
- 第26条 延滞利息
- 第27条 本サービスの変更、廃止等
- 第28条 責任の制限
- 第29条 承諾の限界
- 第30条 利用に関わる本契約者の義務
- 第31条 本契約者等の氏名等の通知
- 第32条 本契約者等に関わる情報の利用
- 第33条 知的財産権
- 第34条 法令に規定する事項
- 第35条 紛争解決
- 第36条 秘密保持

別記

料金表

通則

- 第1 基本料
- 第2 付加機能利用料
- 第3 解除料

附則

(本規約の適用)

第1条 KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、防災マップボードサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、防災マップボードサービスを提供します。本規約は、本契約者と当社との間で締結される本契約の一切に適用されます。

(本規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、あらかじめウェブサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。この場合には、本サービスの利用等に係る契約条件は、変更後の本規約によります。

2 当社は、本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するホームページに掲示することにより、個別の周知に代えさせていただくことができるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------|--|
| 1 本サービス | 当社が本契約者に対し本邦内で提供するサービスであって、地図機能及びエクスプローラー機能により、インターネット接続環境下でWebブラウザを通じて管理、利用することができる災害対応支援ツールであり、Webブラウザ画面に描かれる地図に災害に関する情報を表示、作成することが可能となるもの |
| 2 地図機能 | 契約者が、地図上で災害に関する情報を確認することができ、また、保有している災害に関する情報を追加することで地図上に表示された他の情報と重ね合わせることが可能となるもの |
| 3 エクスプローラー機能 | フォルダーを作成し、当該フォルダー内で地図に表示されたデータを保管、管理する機能であって、他の契約者と情報をシェアする機能をもつもの |
| 4 アカウント | 当社が本規約に基づき本契約者に付与するアカウント |
| 5 テナントコード | 本サービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が本サービス契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの |
| 6 本契約 | 本規約に基づき成立する本サービスの販売契約 |
| 7 本契約者 | 当社と本契約を締結している者 |
| 8 本申込者 | 本規約に基づきサービスの利用申込みを行った者 |
| 9 ライセンス | 当社から本サービスの提供を受けるための使用権であって、契約者の請求に応じて当社が付与するもの |
| 10 本サービス取扱所 | 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 |
| 11 料金月 | 1の歴月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の歴月の起算日の前日までの間 |

| | |
|-----------|--|
| 12 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |
|-----------|--|

(本契約の単位)

第4条 当社は、一つのテナントコードごとに一つの本契約を締結します。

(本申込み)

第5条 本サービス契約の申込み(以下「本申込み」といいます。)をするときは、契約事務を行う本サービス取扱所に対し、当社所定の申込書及びその申込内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

(本契約の申込みの承諾)

第6条 当社は、本申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本申込みをした者が本サービスに関わる料金その他の債務(以下「料金等」といいます。)の支払いを現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 本申込みをした者が本規約の定めに基づき本サービスの全部又は一部の利用を停止されたことがあるとき、又は当社から本契約を解除されたことがあるとき。
- (3) 本申込みをした者が本申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (4) 保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (5) 第30条(利用に関わる本契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 本申込者又は本契約者が本規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (7) 本申込みをした者が本規約に同意しないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(本契約の契約期間)

第7条 本契約の契約期間は、本契約に基づいて当社が本申込者に対して本サービスの提供を開始した日(以下「契約期間の起算日」といいます。)から起算して、その年度内の3月31日(以下「契約期間の終了日」といいます。)までとします。

(本契約の契約期間の更新)

第8条 前条に規定する本契約の契約期間の終了日の30日前までに当社所定の様式で本契約終了の申込を行わなかった場合は、契約期間の終了後における本サービスの提供の継続を当社に請求したものとみなします。

2 前項の場合において、当社は第6条の規定に基づいてその請求を取扱います。

3 前二項に基づき、当社が本契約の契約期間の終了後に本契約者に対して本契約の提供を継続する場合は、本契約の契約期間は前の契約期間の終了日の翌日(以下「更新日」といいます)から起算して、前条に定める契約期間の終了日までとします。

(本契約者の届出内容の変更)

第9条 本契約者は、本契約者の氏名・名称・住所、若しくは居所・メールアドレス又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 本契約者から前項に基づく届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を当社に提示していただくことがあります。

3 本契約者が第1項に定める届出を怠り、又は事実と異なる届出を行ったことにより当社が本契約者に宛て送付した書面若しくは電子メールによる通知が到達せず又は延着となった場合においても、通常その到達すべき時に本契約者に到着したものとして取り扱うことに同意していただきます。

(ライセンスの数の追加)

第10条 本契約者は、ライセンスの数の追加を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第6条の規定に準じて取り扱います。

(ライセンスの数の削減)

- 第11条 本契約者は、本契約の契約期間の終了日の30日前までに限りライセンスの数の削減を行うことができます。ライセンスの数の削減を行う場合、本契約者は第7条又は第8条に定める契約期間の終了日までにあらかじめ当社に請求していただきます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第6条の規定に準じて取り扱います。
 - 3 前二項に基づき削減したうえで更新するライセンスの契約期間については、当社は、第8条3項の規定に準じて取り扱います。

(本契約の契約内容の変更)

- 第12条 本契約者は、本契約の契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。この場合、当社がかかる変更に承諾した時点をもって、本契約の変更の効力が発生することとします。

(本契約の承継)

- 第13条 相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第14条 本契約者が本契約に基づき有する権利は、譲渡することができません。

(本契約者が行う本契約の解除)

- 第15条 本契約者は、当社所定の方法に従い、契約事務を行う本サービス取扱所に通知することにより、本契約を解除することができます。

(破産等による本契約の解除)

- 第16条 当社は、本契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちに本契約を解除することができます。

(当社が行う本契約の解除)

- 第17条 当社は、次のいずれかの場合に該当するときは、本契約を解除することができます。
- (1) 第21条(本サービス又は付加機能の利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本契約者がなおその停止事由を解消しないとき。
 - (2) 当社が別記1に定める禁止行為が行われたことを知ったとき。
 - (3) 本契約者が第6条第2項各号の規定のいずれかに該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(その他の提供条件)

- 第18条 本契約に関わるその他の提供条件については、別記に定めるほか、当社が別に定

めるところによります。

(付加機能の提供)

第19条 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2に規定するところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した本サービス契約者が、料金表第2に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した本契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (3) 料金表第2の2に特段の定めがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能の保守をすることが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 第12条の規定は、付加機能について準用します。

(付加機能の提供期間)

第19条の2 付加機能の提供期間は、当社が付加機能の提供を開始した日（以下「付加機能の契約期間の起算日」といいます。）から起算して、その年度内の3月31日（以下「付加機能の契約期間の終了日」といいます。）までとします。

(付加機能の提供期間の更新)

第19条の3 付加機能の提供を請求した本サービス契約者が前条に定める契約期間の終了日の30日前までに当社所定の様式でその付加機能に係る契約終了の申込を行わなかった場合、付加機能の提供の継続を当社に請求したとみなします。

- 2 前項の場合において、当社は第6条の規定に基づいてその請求を取扱います。
- 3 前二項に基づき、当社が付加機能の提供期間の終了後に付加機能の提供の継続を請求した本サービス契約者に対してその付加機能に係る本契約の提供を継続する場合は、その付加機能の提供期間は前の付加機能の提供期間の終了日の翌日から起算して、前条に定める契約期間の終了日までとします。

(付加機能の廃止)

第19条の4 付加機能の提供を請求した本サービス契約者は、付加機能を廃止しようとするときは、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により、あらかじめ、契約事務を行う本サービス取扱所に対して付加機能を廃止する旨を通知していただきます。

- 2 当社は、付加機能の提供を請求した本契約者がその付加機能に係る契約を解除し、又は当社がその付加機能に係る契約を解除したときは、付加機能の提供を請求した本契約者から当該付加機能の廃止の請求があったものとして取扱います。
- 3 前二項に定めるほか、当社は、別紙料金表第2の2の規定に特段の定めがあるときは、その付加機能の廃止を行うことがあります。

(本サービス又は付加機能の遅延、利用中止及び利用制限)

第20条 当社は、次の場合には、本契約者による本サービス又は付加機能の利用の全部又は一部を遅延、中止又は制限することがあります。

- (1) 当社の本サービス又は株式会社JX通信社が提供するサービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。

- (2) 株式会社JX通信社からの請求より、利用を中止するとき
 - (3) 天災・事変その他の非常事態が発生したとき、通信が著しく輻輳したとき又はその他当社が必要と認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービス又は付加機能の利用を遅延、中止し又は制限するときは、あらかじめそのことを本契約者にお知らせします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(本サービス又は付加機能の利用停止)

第21条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間、その本サービス又は付加機能の利用を停止することがあります。

- (1) 次条に定める料金等について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本契約者が本サービス又は当社と契約を締結している他の本サービスの利用において、第30条の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 本契約者が当社と契約を締結しているほかのサービス又は締結していたほかのサービスに係る料金支払債務等その他当社との契約により本契約者が当社に対して負う責務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の本契約を締結している本契約者が、そのいずれかの本契約において、本規約等の規定に違反したときは、6カ月以内で当社が定める期間、そのすべての本契約に関わる本サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により本サービス又は付加機能の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本契約者に通知します。
- ただし、第1項第2号若しくは前項の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときはこの限りでありません。

(料金等)

第22条 当社が提供する本サービス又は付加機能に係る料金は、基本料（料金表第1（基本料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、第2 付加機能利用料（料金表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び解除料（料金表 第3（解除料）に定める料金を言います。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

(料金等の支払義務)

第23条 本契約者は、当社に対し、料金表通則に定めるところに従い、料金等を支払うものとします。

- 2 本契約者は、当社が前項に基づき提示した内容に従い、第7条又は第19条の2に規定する契約期間（第8条又は第19条の3の内容に基づき、本契約が更新された場合は、第8条又は第19条の3に定める契約期間とします。以下本条で同じとします。）の起算日が属する料金月の初日から、契約期間の終了日までの本サービスの利用料の支払いを要します。
- 3 前項の期間において、第20条又は第21条により本サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じた場合であっても、本契約者は、その期間中の料金等の支払いを

要します。

(本契約者に係る解除料の支払義務)

第23条の2 本契約者は、更新日以外の日に本契約又は付加機能に係る契約の解除があったときは、当社が定める期日までに、料金表第3に規定する料金の支払いを要します。

(料金等の計算方法等)

第24条 料金等の計算方法ならびに料金等の支払方法は、本規約に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第25条 本契約者は、料金等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第26条 本契約者は、料金等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について月14.5%の割合又は法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で日割計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(本サービスの変更、廃止等)

第27条 当社は、当社又は本契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その本サービスの全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の廃止を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスの全部又は一部についてその提供条件の変更又は廃止をするときは、あらかじめ、そのことを本契約者に通知します。

(責任の制限)

第28条 当社は、当社自身の故意又は重過失による場合を除き、本サービス又は付加機能に関連して本契約者が被った損害等に対して如何なる責任も有さないものとします。

- 2 当社は、本サービス設備等その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 3 当社は、本サービス又は付加機能で提供する機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、付加機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。
- 4 当社は、本契約者が第9条第1項に定める届出を怠り、又は事実と異なる届出を行ったことにより、本契約者が不測の不利益を被ったとしても、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社はその責任を一切負いません。
- 5 当社は、本規約の変更により、本契約者の有する設備等の改造又は変更等を要することとなった場合、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

(承諾の限界)

第29条 当社は、本契約者から本規約の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(経済合理性に照らして困難なときを含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本契約者にお知らせします。ただし、本規約に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に関わる本契約者の義務)

第30条 本契約者には、次のことを守っていただきます。

- (1) アカウント又はパスワード(アカウントの認証に用いる英字、数字及びその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます。)について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、その旨を速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ること。
 - (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
 - (3) 本契約者は、本サービスの全部又は一部を本契約者以外の者に使用させる場合は、当該本サービスを使用する者に対し本契約約款に基づき自己が負う義務と同等の義務を課していただきます。また、本契約者は、当該本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して全責任を負っていただきます。
- 2 当社は、本契約者の行為が別記1に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第2号の義務に違反したものとみなします。
 - 3 本契約者は、前二項の規定に違反して第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
 - 4 本契約者は、第1項の規定に違反して当社又は株式会社JX通信社の設備等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充・修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

(本契約者等の氏名等の通知)

第31条 本契約者には、当社が株式会社JX通信社から要請をうけたときに、本契約者の氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスその他の連絡先等ならびに本サービスに関する問い合わせ内容及び本契約者の料金等の支払状況を株式会社JX通信社に通知することについて同意していただきます。

(本契約者等に関わる情報の利用)

第32条 当社は、本契約者に関わる氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所・メールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、本契約の締結及び履行、料金等の適用又は請求その他本サービスの販売、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲及び当社のプライバシーポリシーに定める利用目的の範囲で利用します。なお、当社は当該業務の遂行上必要な範囲にて、個人情報の取り扱いを第三者に委託することができます。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供

し、当該委託先による利用を含みます。

(知的財産権)

第33条 本サービスに関する著作権等を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者に帰属します。

(法令に規定する事項)

第34条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(紛争解決)

第35条 本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(秘密保持)

第36条 本契約者は、本サービス又は付加機能の提供に関して、当社から開示された秘密情報を第三者に開示若しくは漏洩し、又は本サービスの利用の目的以外に使用してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2 本契約者は、本サービス又は付加機能の終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、当社の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

別記

1 本契約者の禁止行為

本契約者は、本規約に定める禁止行為のほか、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する当社又は株式会社JX通信社の設備に妨害を与える行為、その他本サービス又は本サービス運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権(特許権・実用新案権・著作権・意匠権・商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (8) 猥亵若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像・音声・文字・文書等を送信・記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告・宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為・暴力行為・残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) 当社の事前の書面による承諾なく、本サービスを再販売する行為や第三者に本サービスを利用させる行為
- (16) 本サービスに関するソフトの組成や構造の分析、解析、リバースエンジニアリング等に該当する行為
- (17) その他法令又は本契約に違反する行為
- (18) (1)から(17)までのいずれかに該当する行為を助長する行為

料金表

通則

(料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金等は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、基本料、付加機能利用料及び解除金の日割りを行いません。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、料金等については料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 5 当社は、料金等その他の計算については税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合はこの限りでありません。

(料金等の支払い)

- 7 本契約者は、料金等について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 当社は、支払われた金額についてその充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 10 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することができます。

(料金等の一括後払い)

- 11 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て2カ月以上の料金等を、当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)とします。

(注) この料金表に定める税込額に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

ただし、第3 解除料に規定する料金の支払いについては、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず臨時にその料金等を減免することができます。この場合、当社は、本サービス取扱所に

おける掲示又は当社ウェブサイト上に掲載する等の方法により、その旨を周知します。

(サービス品質に係る料金の適用)

- 14 当社は、本サービス又は付加機能を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）において、その稼働率が99%を下回った場合に限り、料金表 第1及び第2の適用欄と料金欄との規定によって算出される料金の合計額に10%の料金返還率を乗じて得た額を本契約者に返還します。ただし、その本サービス又は付加機能について、利用停止、利用停止又は当社が別に定める事項に該当する場合は、この限りではありません。

(料金等の請求)

- 15 本サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本利用規約、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き（<https://biz.kddi.com/support/payment/>）」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」、又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第1 基本料

1 適用

基本料の適用については、第23条の規定によるほか、次のとおりとします。

| 区分 | 内容 | |
|---|---|-----------------------|
| 本サービスに 係る基本利用 料の算定 | ア 本サービスに係る基本利用料は、料金表 第1の2(1)に定めるものとします。 | |
| | イ 当社は、本サービスに係る基本額を適用するにあたって、次のとおり細目を定めます。 | |
| | 区分 | 内容 |
| | 2ID | 当社が別に定めるところにより提供されるもの |
| | 3IDから5ID | 当社が別に定めるところにより提供されるもの |
| | 6IDから10ID | 当社が別に定めるところにより提供されるもの |
| | 11IDから20ID | 当社が別に定めるところにより提供されるもの |
| ウ 本契約者は、第11条に定める期間以外の日にライセンスの数の削減を行った場合であっても、第7条に規定する契約期間（第8条に基づき、本契約が更新された場合は、第8条に定める契約期間とします。以下本条で同じとします。）の起算日が属する料金月の初日から、契約期間の終了日までについての基本料の支払いを要します。 | 21IDから50ID | 当社が別に定めるところにより提供されるもの |
| | 51ID以上 | 当社が別に定めるところにより提供されるもの |
| | エ 本サービスに係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。 | |

2 料金額

(1) 基本料

1のテナントコードごとに

| 単位 | 料金額(年額) |
|------------|--------------------------------------|
| 2ID | 無償 |
| 3IDから5ID | 税抜価格 750,000円 (税込価格 825,000円) |
| 6IDから10ID | 税抜価格 1,200,000円 (税込価格 1,320,000円) |
| 11IDから20ID | 税抜価格 1,800,000円 (税込価格 1,980,000円) |
| 21IDから50ID | 税抜価格 3,000,000円 (税込価格 3,300,000円) |

51ID以上

1IDごとに

税抜価格 60,000円

(税込価格 66,000円)

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第23条の規定によるほか、料金表 第2の2 (1) に定めるものとします。

2 料金額

(1) 付加機能利用料

| | 区分 | 契約単位 | 料金額 (月額) |
|--------|--|--------------|--|
| 情報収集機能 | SNS（ソーシャルネットワーキングサービスのことをいいます。）上などに投稿された災害に関する情報又はその他の情報をAI（人工知能のことをいいます。）によって自動的に取得し、地図機能上のデータに表示するもの | 1のテナントコードごとに | 税抜価格 100,000円 (税込価格 110,000円) |
| 備考 | <p>当社は、本契約者からの請求に基づき、付加機能を提供します。</p> <p>(ア) 当社は、付加機能に係る設備等その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(イ) 当社は、付加機能で提供する機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>(ウ) 付加機能を請求した本契約者は、第19条の2及び第19条の3に定める付加機能の提供期間中に付加機能を廃止した場合は、料金表 第3に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(エ) 付加機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | | |

第3 解除料

(1) 適用

解除料の適用については、第23条の2の規定によるほか、次のとおりとします。

| 解除料の適用 | |
|--------------------|--|
| 本契約又は付加機能に係る解除料の適用 | 本契約者は、第7条若しくは第8条又は第19条の2若しくは第19条の3に定める期間内に本契約の解除があったときは、その契約に係る基本利用料の合計額に、契約の解除日の当月の初日からその契約期間の終了日までの残余の期間に対応する料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 |

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。

以上